



## (作成上の留意事項)

- 1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）及び現場代理人について作成すること。また、技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者数分作成すること。なお、各技術者とも入札参加資格要件等を満たさなければならない。
- 2 配置実績は当該案件の入札日から**過去10年間の同種・類似工事**における、主任技術者（監理技術者）又は現場代理人としての実績について記載する。
- 3 配置実績は公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。
- 4 **東御市発注工事については、工事成績評定点が100点未満の同種・類似工事は実績の対象外とする。**
- 5 記載する同種・類似工事の元請としての実績は、1件でよい。
- 6 工事概要は、同種・類似工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。
- 8 当該工事の内容を証明する資料は、竣工時工事カルテについては、CORINS登録番号を記載し、その打ち出し帳票の添付は要しない。それ以外のもの（契約書、図面等）については写しを添付すること。
- 9 当該工事の内容を証明する資料は、「同種・類似工事」として工事の内容・数量等を証明できるものを作成すること。また当該配置予定技術者が、当該工事に監理技術者又は主任技術者として携わったことを証明できるものを作成すること。現場代理人においても同様に証明を作成すること。